⑵　雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備の場合に限り記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

6　6の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該設備の設置場所番号を記載すること。

7　8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1－2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

8　9の欄は、次によること。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

⑵　海抜高及び地上高の欄は、次によること。

ア　送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局のものにあつては海抜高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ　受信空中線の場合

海抜高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

⑶　空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

⑷　利得の欄は、次によること。

ア　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては、最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

イ　中波放送の周波数の電波を送信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得（dB）を記載すること。

ウ　ア及びイ以外の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては、最大の指向方向における絶対利得を記載すること。ただし、これによることが不適当と認められる場合は、相対利得又は短小垂直空中線に対する利得を記載するものとし、その旨を13の欄に記載すること。

⑸　送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて「35. 25. 47」のように記載すること。

9　10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

⑵　雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備の場合（ヘテロダイン中継方式の場合を除く。）に限り記載すること。

7　6の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

8　7の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1－2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

9　8の欄は、次によること。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻（ふく）射体の中心までの高さを記載すること。

⑶　［同左］

ア　送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局のものにあつては海抜高（空中線の輻（ふく）射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻（ふく）射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ　受信空中線の場合

海抜高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻（ふく）射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

［新設］

⑷　利得の欄の記載は、次によること。

ア　超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

イ　中波放送の周波数の電波を送信するものにあつては短小垂直空中線に対する利得（dB）を記載すること。

ウ　ア及びイ以外の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向における絶対利得を記載すること。ただし、これによることが不適当と認められる場合は、相対利得又は短小垂直空中線に対する利得を記載するものとし、その旨を空中線のその他の事項の欄に記載すること。

⑸　送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて「135. 30. 05」のように記載すること。

10　9の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。